

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 6 3 号
件 名	情報公開の審査請求に関する審理手続を適正にするよう求めることについて
要 旨	<p>令和5年7月25日にデジタル行政推進課から「審査請求に関する今後の審理手続きについて」の文書が送付されてきました。別紙として「情報公開請求・個人情報開示請求に関する審査請求手続きについて」が添付され「あなたから提起された審査請求はデジタル行政推進課が審査庁として、以下審査庁欄の事務を行います。審査請求書の提出から、当該審査請求に係る裁決までの主な流れは以下のとおりです。」と記載されています。さらに「審査庁に対する手続き」として、反論書等の提出、口頭意見陳述等の説明が載っています。8月1日に情報システム課から同様の文書が送付されてきました。</p> <p>令和6年2月13日に総務部から「弁明書の送付及び反論書の提出並びに審理手続きの併合について」の文書が送付されてきました。この文書の中で、突然「口頭意見陳述において、行政不服審査法の規定により、審査庁担当課（行政経営課）の許可を得て、処分庁（総務課）に対して、この審査請求に関する事項について質問を発することができます。」と記載されていました。この時点で、審査請求の何の件なのか、全く理解できませんでした。文書の発信者が新潟市長中原八一（担当総務部）となっていますが、担当は行政経営課とすべきであり、担当を総務部とする文書を見たことはありません。部とした理由を説明すべきであり、審査庁と処分庁の区分けをきちんとしなければなりません。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	令和6年3月11日 総務常任委員会
受 理	令和6年2月26日 第765号

陳情第63号

	<p>また、審査庁を変更した場合は、その旨、請求人に通知すべきであります。文書の最後に「あわせて、審査庁担当課については、行政経営課に変更となりますのでご承知おきください。」と記載してありましたが、いつ変更になったのか、また変更になるのか判明せず、問いにも答えない対応は適正でしょうか。文書の最後になって、審査庁が前述のデジタル行政推進課と情報システム課から、行政経営課に変更になったことが判明しました。手順を踏んだ手続と審査庁の独立性を図らなければなりません。</p> <p>以上のことから、情報公開の審査請求に関する審理手続を適正にすることを求め陳情いたします。</p>
--	---